

第11支部 学校事務 共同実施だより

平成22年4月
第11支部共同実施
編集：清水高部東小

静岡市における『学校事務の共同実施』は、今年で6年目を迎えます。当初は県費事務職員だけでしたが、要項の改正により、平成21年度からは、支部の教職員をもって構成することとなりました。

もちろん、事務職員が中心になって『学校事務の共同実施』を進めていきますが、先生方が日常行う業務の中にも“学校事務”はあります。「こうしたらもっと効率的になるのに」とか「支部の中でこんな事ができないだろうか」といったアイデアやお声をお寄せください。また、事務職員が作成した便利グッズやお役立ち情報も紹介していきますので、是非ご活用ください。

私たちは、「子どもたちが、どの学校でも同品質の教育サービスが受けられるために共同実施で何ができるだろうか？」という思いを持って共同実施に取り組んでいきます。

1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

第11支部 共同実施統括主任 神戸尚子（清水飯田東小）

平成22年度はこんなことに取り組みます

- ① 支部内で情報を共有して、学校事務の改善に向け校内で提案をします。
- ② 市費事務員や用務員との連携・協働により、支部内の学校の教育環境整備を進めます。
- ③ 共同実施により、適正な事務処理を行うと共に、予算・物・時間・情報を効果的に使います。



たとえば…

◇予算の有効活用

- 市費消耗品費を支部統一方法で管理・分析し、予算の有効活用を図ります。
- 支部内備品検索システムにより備品を有効に活用します。

◇『共同実施だより』の発行

- 共同実施の取り組み状況を随時お知らせします。
- 制度改正等を分かり易く解説します。

◇共同実施によるチェック体制で、より一層適正な事務処理を進めます

職員の勤務時間が短縮されました

民間企業に比べて、公務員の勤務時間が1日当たり約15分長かったことから、これを是正することになりました。

これにより、教員の勤務時間は、平成22年4月1日より「1日当たり7時間45分」となります。

※ 市費職員はH21.4.1より、県費事務職員及び栄養職員はH21.10.1より先行実施済み

休暇の1日当たりの時間も変わります

1日当たりの勤務時間の変更に伴い、年次有給休暇・特別休暇の「家族」・「看護」など、時間単位で取れる休暇の残日数管理も変わります。これらの休暇は、勤務時間と同様に1日当たり7時間45分となります。 ※ 取得単位は、原則として1日又は1時間です

【取得例】年休の付与日数40日のとき、○月○日に1時間、次いで△月△日に7時間取得した。



【考え方】付与日数40日は“39日7時間45分”と置き換えることができるので、

○月○日 39日7時間45分－1時間取得＝39日6時間45分

△月△日 39日6時間45分－7時間取得＝39日－15分

＝38日7時間45分－15分

＝38日7時間30分

…となります。



※ 残日数の計算は、非常に複雑かつ面倒なものになりますので、慣れないうちは事務職員にご相談ください。

育児休業手当金が改正されました

共済組合より支給される『育児休業手当金』の給付日額は、「給料日額×50%×1.25」と「給付上限相当額 (H22.4 現在 9,531円)」のいずれか低い額です。

従来は、このうち6割は子が1歳に達するまで毎月支給され、毎月支給分終了6ヵ月後に残り4割を支給していました。

今回の改正により、毎月支給分終了6ヵ月後分が毎月支給分に統合され、平成22年4月1日以降に育児休業を開始する方は、子が1歳に達するまでに全額支給されることになりました。

